

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷二十五第

月一年六十和昭

## 論 叢

國家科學としての經濟學…………… 經濟學博士 谷口吉彦

林子平とその經濟思想…………… 經濟學博士 本庄榮治郎

調査における統計の役割…………… 經濟學博士 蜷川虎三

我國經濟發達の特質に就て…………… 經濟學士 堀江保藏

公庫制の生成機縁…………… 經濟學士 徳永清行

道家の經濟思想…………… 經濟學士 種積文雄

## 研 究

シュピイトホフの景氣理論の批判…………… 經濟學士 青山秀夫

下請制工業の國民經濟的意義…………… 經濟學士 田杉 競

英國經濟學に於ける東洋社會の理論…………… 經濟學士 島 恭彦

## 說 苑

貿易統計の新しい任務…………… 經濟學士 有田正三

アツシニア紙幣…………… 經濟學士 河野健二

## 附 錄

彙報・外國雜誌論題

## 公庫制の生成機縁

—— 領用券制度の發展形態として ——

德 永 清 行

### 一 公庫制の兩義

公庫制なる用語には兩義がある。從來公庫制は支那の紙幣統一企劃において發行制度改善の一方策としての意義であつた。中央銀行制の下に發行集中は清末以降對策なきわけではなかつたがこれが實現容易ならず、然も紙幣統一の建前の下に無集中のうちに集中を公庫制において實行せんとした向があつた。<sup>1)</sup>ここに執りし對象はこの銀行公庫券についてである。

民國二十七年（一九三八年）六月九日舊國民政府において公庫法なるものが公布され、二十八年十月一日より中央各機關より試行、二十九年一月一日より一律實施されたがこれは右の銀行公庫制とは別途のものである。<sup>2)</sup>前者の公庫制は各地銀行公會より、公庫が聯合組成され、即ち共同の準備庫が設けられて、紙幣發行機關たらしめ、領用制の下に公庫券が發行されるのであるが、後者の公庫制は公庫法第二條にいふものであり、「確立預算制度」、「勵行統收統支」並に「崇尚負責守法」の實效を發生せしめんとするものである。<sup>3)</sup>

#### 公庫法第二條

爲政府經營現金票據證券及其他財物之機關稱公庫。

1) 崔曉岑, 中央銀行論 p. 245  
2) 公庫法施行細則は二十八年六月二十七日行政院公布。  
3) 領用制とは凡そ銀行が他銀行所發の兌換券を發行するに於て成立する。即ち領用券は Other Banknotes Issued Through us である。

中央政府之公庫稱國庫、以財政部爲主管機關、省政府之公庫稱省庫、以財政廳爲主管機關、市政府之公庫稱市庫、縣政府之公庫稱縣庫、各以其財政局爲主管機關、未設財政局者、以各該市縣政府爲主管機關。與省市縣政府相當之地方政治機關、其公庫准用前項之規定。

銀行の公庫制はその遠因既に早く、清末以降、紙幣整理の要請の裡に、これが方策として集中制と公庫制とが徘徊したものであつた。支那の紙幣は多數發行制の流弊著しくこれが整理は必然要望されたものであつた。その紙幣統一には先づ兩種の方途があつたわけである。一は即ち全國紙幣を一個の發券銀行に集中して發行せしめ、一個銀行に唯一の紙幣發行の特權を享有せしめんとするものであるから、其他の銀行は概して紙幣發行をなし得ざるものであり、他は全國紙幣を必ずしも一個銀行の發行に限局せんとするものではないが、發行紙幣は全國に通行するものでありそれには貼水即ち割増の付せられざるものでなくてはならないとする。前者は中央銀行制度において各國の進路を求めたものと軌を一にするのであるが後者はいはゞ支那の特有現象として長く對策上の對象となつたものであつた。

佛支合辦の中法實業銀行（一九二二年設立、一九二五年改組して中法商工銀行となる）の停兌を動機として公庫制案が一應具體的に提示されるに至つたともいふが、民國十二年（一九二三年）末幣制局において公庫制大綱が議定され、並に銀行公庫兌換券條例草案十二箇條に互るものが傳へられてゐる。但しそれは實行には至らなかつた。

#### 公庫制大綱

第一條 由各地銀行公會聯合組成公庫、爲發行機關。凡與有領券資格之銀行、均得按照條例規定領券。

銀行公庫兌換券條例

第一條 銀行公庫兌換券、由各地方銀行公會組織之公庫發行。公庫先自津滬漢三處設立。其組織法另定之。

4) 參照、中國經濟評論第一卷第四期、財政評論第三卷第二期、第四卷第二期。  
5) 程振基、紙幣統一與發行紙幣制度之研究、社會科學季刊、第一卷、第三號 p. 507

## 二 修正取締紙幣條例

紙幣統一の企圖固より皆無ではなかつたが國幣未統一以前にあつて紙幣が先行して統一可能であつたかの觀點に先づ逢着する。これに對しての回答としては民國三年頒布の國幣條例に樂觀論を説くものを見るときも、それはただ國幣條例が頒布されるれば統一銀幣が發行され、從て紙幣統一も期すべく、全國流通無阻にして統一幣制の期遠からずと假定しただけにとゞまるものであつた。政府は國幣條例を頒布したけれども、銀元、銀兩の併存を解決し得たるものではなく、鈔票相場は時と地に因りて相同じからざるために、紙幣の統一を欲せば先づ銀兩を廢除して單位の確立をなすの要望が持續されしに久しきものがあつた。<sup>6)</sup>それは銀兩單位の廢除さるるにより、國幣單位を成立せしむるからであり、たとひ各種の銀元は未だ統一せずとも、國幣代表の鈔票の流通には有力なる素地を供すると見たからであつた。<sup>7)</sup>

然るに幣制紊亂未だ收拾せられず、國幣、鈔票全國に暢行するに至らず、紙幣の發行亦亂脈に陥りたるを以て民國九年取締紙幣條例十四箇條が公布された。修正取締紙幣條例は第一條に「凡官商行號發行紙幣、除國家銀行外、均須依本條例辦理。……憑票兌換銀兩銀圓銅圓制錢者、本條例概認舊紙幣。」としてその適用の範圍を定め、本條例頒行以後の新設は固より、既設と雖も紙幣未發行のものには發行を許さずとし、本條例頒行以前の設立にかゝり既に紙幣を發行するものに對しては收回の方策を示す所があつた。<sup>8)</sup>

第七條「各銀錢行號遵照本條例第三第四第五各條發行紙幣、應負隨時兌現之責、前項紙幣至少須有六成現款準備、其餘得以政府發行之正式公債票、作爲保證準備、其有特別情形、暫時未能照辦者、須呈請幣制局暨財政部覈辦。」

6) 銀兩在各大商埠猶爲記帳單位、而國幣反成爲一種貨物、日中有行市、因之鈔票不能流通全國。  
7) 前掲、紙幣統一與發行紙幣制度之研究 p. 509  
8) 取締紙幣條例は民國四年十月二十日呈准公布され、修正取締紙幣條例は民國九年六月二十七日呈准公布された。參照、修正取締紙幣條例、第二、三、四、五、六條。

併しこれは、ただ法令を加へたにとどまり陽奉陰違の域を脱せず、その効果は期待し得べきものではなかつた。蓋しこの種の取締には弱點があり、馬寅初氏は右條例について次の如き要點を批判してゐる。即ち發行制度についての論難であつたが、「無伸縮能力」につき「以成數爲擔保」につき、「緩不濟急」につき、更に「反於需要」につき修正取締紙幣條例の第七條を繞つてその脆弱性を指摘したものである。<sup>9)</sup>それは要するに公債のみを以てする保證準備についての疑懼であり、伸縮能力なきのみならず市面の實狀に反する結果を招來するに至らんことを憂慮したからである。固より公債を以て保證準備となすを全面的に否定すべきものではなく、「公債因得爲鈔票之準備、而提高其價、鈔票以有公債以爲準備、得能維持其價、二者相依爲命。若求其實力之所在、則空空洞洞、毫無着落矣。」<sup>10)</sup>といつてはあるが、支那政府内國公債を以てする保證準備たるや一旦、紙幣兌換請求の繼起するに至らば、その累直ちに銀行預金に波及するの實情にあつた。「一旦風潮陡起、擠兌者接踵而至。六成現洋準備、瞬息用罄。惟有將公債化爲現金、爾時公債價格必跌、而保證準備愈形薄弱矣。于此之時、惟有挪用存款之準備、以爲彌補、而存款不能提取矣。于是風潮由鈔票而及存款、而銀行因兌鈔票而累及存戶。欲維持而反破壞、欲恢復而反不振。今日已有此種現象、遑論將來、故以公債爲鈔票之準備、決非良策。」<sup>11)</sup>と論斷を下さざるを得なかつたものである。さればかかる事情の下にあつても敢て公債を以て紙幣發行の保證準備たらしむべしとせば「故取締條例之目的、無非以政府之信用(公債)、擔保銀行之信用(鈔票)。如政府之信用昭著、固作爲銀行信用之保證。如其不孚、反足爲銀行信用之累。以今日山窮財盡之政府、出而維持蓬蓬勃勃之銀行、焉能推廣鈔票之用途乎。」<sup>12)</sup>といへる如く政府の信用確固たるを強請されるのであり、若し然るを得ざるにおいては右取締條例は到底實效を擧げ得るものではなかつたといはなければならぬ。

9) 馬寅初、評修正取締紙幣條例、銀行月刊第二卷第三號 pp. 1-4

10) 前掲、評修正取締紙幣條例、p. 3

11) 前掲、評修正取締紙幣條例 pp. 3-4

12) 前掲、評修正取締紙幣條例 p. 3

## 三 多數發行制の缺陷

修正取締紙幣條例はその發行制度を強化し得るやに難點を包藏するものであつたが、當時、政府の紙幣制度に對する意見を總括してこれを摘録すれば左列の如きものが得られる。

(一) 政府向主統一發行紙幣之權、採取少數中央銀行之制。

(二) 中交兩行之銀貨準備、集中於天津、上海、漢口、重慶、廣州、長春、六處、他處均不兌現。

(三) 各省官商銀錢行號發行票紙、未發者不准增發、已發者逐漸收回。

(四) 外國銀行發行鈔票之數、以最近三年之平均數爲標準、祇可減少、不可增加、並得定一年限逐漸收回。

(五) 上項紙幣收回以後、應歸併中交兩銀行發行。

(六) 兩行發行之數、以經濟狀態日見發達、不能預爲規定。<sup>13)</sup>

紙幣統一については多數銀錢行號の鈔票發行特權を漸次回収して中國銀行、交通銀行をして少數中央銀行制を採らしめんとするのであつたが、中國、交通銀行を並立せしめて中央銀行とし、これに紙幣發行の特權を享受せしむるについては大いにその當否を問ふの情勢にあり、然も發券銀行を單一中央銀行たらしむべきには實狀の未だこれが實現へ近接し得るものではなかつた。<sup>14)</sup>

支那紙幣の發行不集中にして財政部より許可を得し銀行は各獨自に銀行券を發行した結果は必然その流弊が伴はざるを得なかつた。その最も通弊とされたるは經濟界の實需に添はずして、各行の積極的發行の結果として不自然の膨脹に陥ることであり、競争發行の下にあつては「發行遷就之方法愈多、則正當發行之途經愈狹」となりて

13) 前掲、紙幣統一與發行紙幣制度之研究 p. 510.

14) E. Kann, Modern Banknotes In China, Finance & Commerce, Aug. 4, 1937, p. 118; Aug. 11, 1937, pp. 140-142

はその膨脹面の紙幣の基礎は脆弱たらざるを得ないのであり、膨脹紙幣は「在平時中爲發行急進各行紙幣之充斥市面、發行穩健各行紙幣之不易推行」であつた。要するに多數發行制により各行の發行券推廣は社會の實需を無視して通貨膨脹となるべく、それは必然物價騰貴となるを弊害の一とした。

然も非常時に際會しては多數發行制のまゝにおいては金融急迫せるに對してこれが救急の役割を果し得ず、寧ろ逆現象を呈するを弊とした。平時銀行は既に銀行券多發に懸命なりしにより、一度經濟混亂に遭遇せば、鈔票信用は動搖し易く、取付の危險に暴まれ従て預金への危險波及の虞を伴ふにより、經濟混亂期には各發券銀行は收縮策を勵行し、新貸付を差控え、舊貸付の満期のものは陸續回收することとなり、回收は當然銀行券の收縮となるのであつた。通貨缺乏を補救すべき時に或は兌換増加により、或は自動收回により、或は現金流出防止のため發行各行間他行券の互藏の風を生じ銀行券は減少し併せて發行各行はその準備増厚の舉に出で、かくして一面銀行券の收縮に加へて他面現金の減少を至し市面の通貨缺乏を加ふべきを弊害の二とした。金融急迫時銀拆乃至洋拆が如何に高率に互りしかの一斑を左記に見ることが出来る。

恐慌之時、鈔票與現銀同時減少、銀根奇緊、銀折大漲、所謂銀折即每千兩銀子每日之利息也。自慶兩改元實行後、銀折已取消、改開洋折、即每千元每日之利息也。其理仍同、洋折高即利息重、故我國金融市場之利息、往往於短期間內漲至數倍、如改用百分數計算、可以高至數百者、外人每莫明其妙、在外國利率 $\frac{1}{100}$ 漲至 $\frac{1}{10}$ 、其增加之百分數、已達百分之十幾、足爲銀根奇緊之表示。而我國倏忽之間、其變化即有百分之數百者、發行制度之缺點、有以致之也。<sup>10)</sup>

#### 四 銀行公庫兌換券による矯正

かくて支那の發行制度には伸縮作用は需給に反作用する結果を伴ふものと評されたわけである。需要急なるの

15) 平時各行收進他行之鈔票、分別剔出、互相換回本行鈔票。恐慌時則包好貯藏、以待他行來兌本行鈔票時抵付之用。……免至現款流出。……此爲防守法。此外更有進改法……爲收收現銀計……鈔票不得不收縮。(前掲、中國之新金融政策 p. 179)

16) 前掲、中國之新金融政策 p. 178

時發行が減じ、需要緩なる時發行が増し、應伸反縮、應縮反伸の弊を解決せんことに紙幣問題がかかつて來るのであつた。

此項極嚴重而亟待解決之問題、撮要學之、不外兩端、(一)現狀下之發行、在平時發行有不自然膨脹之趨勢、其結果爲發行急進各  
行紙幣之充斥市面、而發行穩健各行紙幣之不易推行。(二)在非常時期、發行有極度收縮之趨勢、其結果爲減少市場通貨之數量、  
而增加恐慌嚴重之程度。

一個單一銀行の發行に統歸するを得ずとしても、解決を急ぐべきは、平時にありては各行の小利を貪圖して發  
券過多に陥り、社會の需要に伴はざる紙幣流通の増大を避けしめ、緊急時に際しては自願に遑なく相競ひて收縮  
し、流通の紙幣却つて過少となり社會の實需に背馳せし弊を防止するにあつた。それは銀行本然の義務を平時に  
ありても非常時にありても遂行せしめ、平常時にありては社會經濟の基礎を益々強固ならしめ、非常時にありて  
はその恐慌狀態を益々深刻ならしむることなきを發行制度上に求めんとするものであつた。

全國紙幣を一個銀行に集中するを得なかつたとしても即ち中央銀行による統一がその任に達せずとしても集中  
の効果を齎し得る制度への要望は深まつた。集中の實を擧げるを得ば各銀行間の發行競争は抑へられ、平常時に  
おいては紙幣の人為的膨脹が回避され、集中により各銀行は個別の自衛を謀るを要せず、恐慌時における紙幣の  
人為的收縮が避免されるを期待したのである。かくて集中により信用劃一となり平常時において流通の擴大が促  
進されると共に非常時においては無謀の兌換請求を防止し得て、それは發行量の増大を致すと共に市面の實需に  
照合し得て伸縮力を發揮せしめ得んことを待望するのであつた。かかる見地より求められる發行の集中は單一中  
央銀行による統一を措かざるべからずとせば一應公庫制の採用を對象としなければならなかつた。

公庫制は各發行銀行の代表がこれを組織するのであるから、中央銀行も公庫制に一構成員として参加するので



あり、全國紙幣を總て公庫より發行することとし、全準備も公庫に保有することになり、かくして發行の實力を加へ、統一發行の實效を得せしめるにある。一見して公庫制は多數發行制の通弊を防止し得るものの如くではあるが、一面、公庫制は最終完備の制度ではなく、多數發行制より完全單一發行制への過渡的辦法とも見らるべく、云はば多數發行制の下に統歸の策を企劃したるものなるにより、公庫制にはその有利とする側面があると共に不利とする側面の伴ふを否定し得ないのである。

先づ公庫制の有利とする所は次の如くであつた。即ち公庫より集中發行さるる紙幣は従前の如き種類複雑、優劣不齊にして偽造容易なりしを避け、精印の優良紙幣には偽造減少すべく、然もこれが成本即ち印造費の如き原價も割安にして信用の擴大に資し得べしとするとあつた。發行を希望する銀行は法に照して現金六割、有價證券<sup>18)</sup>四割を備へてこれを公庫に送交すれば即ち「領發鈔票」を得る仕組をとるのであつた。即ち擧げられたる利點は「公庫制による發券上の利便、流通の擴大、價値の維持である。

## 五 停兌公庫券による準備保管

紙幣統一問題に關して銀準備を以てするの如何は、銀價高騰時に際しての對策上、特に注意を喚起するの要ありしを「若吾國、原爲用銀國、銀之價格視金爲轉移、而其轉動極大。設有特別原因致令銀價暴漲、吾國對外匯兌自爲順利、銀價流出、亦勢所必然。若無保護方法、銀貨準備必至減少、而以條例關係、紙幣亦必依比例收回。其結果即市場缺乏通貨而物價低落、人心惶懼、而恐慌於以發生。準備金關係一國之金融有如此者能不早自爲計以爲銀價變動之防備乎。愚意提高貼現率之法、殊不能適用於吾國、因銀價變動獲利之大、有時非利息所可比擬、則必

18) 公債のみの保證準備とせず。

終至藉法律效力禁止銀貨出口敷。」<sup>19)</sup>に見る。

紙幣統一問題に關して銀準備の如何は既にこれが考慮を要求されたる所ありしは上述の如くであつたが、現實に銀問題は支那朝野の注意を惹起するに至つた。「貨幣之統制」或は「幣制之改革」などが提唱されたのであるが、これ等の前提として先づ紙幣問題が解決されるべき要請がかかつたのであり、然らば紙幣問題の解決には銀問題は如何に取扱れたかを公庫制に即して見るに次の如くであつた。公庫制による時は貿易が入超に續くともかつての現銀流出に對し有效適切なる牽制が可能であるとする。それは入超による決済を紙幣不兌換の立場即ち支那物財を以て支拂はしめんとするものである。かくすることが支那の對外貿易を自ら平衡せしむるものであり、かくて入超問題を解決するのみならず、銀流出問題も解決すると見たのである。

倘因國外貿易入超過短、現銀有流出之危險、則全部鈔票立時停止兌換、并非難事。那時外貨雖仍陸續進口、外商所收得之代價、悉爲不兌現之紙幣、如不帶回本國、祇有向中國購買土貨、運回本國、我之對外貿易自能平衡。外人亦不能反對我國鈔票之不兌現、蓋爲我國貨幣之制度、自有權衡、不容他人置喙、現在世界放棄金本位者有三十餘國之多、對於紙幣均不兌現、誰能干涉其兌現乎。我國果能如是、不但入超問題可以解決、即內銀問題亦同時解決矣。<sup>20)</sup>

公庫制下に全部の紙幣を兌換停止せしめるは支那貨幣制度の自有權衡なりとするは容認しても、入超の決済を相手國が支那土貨の購入に求めし場合、支那土貨がそれに應じ得る能力あるものなりやに多大の疑問を挿まざるを得ない。凡そ貿易にして入超となり貿易外勘定の收支を綜合してもこれが決済をなし得ざる場合、金銀を以て支拂ふを得ざれば、究極において物財乃至勞務による支辨は均衡保持上期待すべき所である。これが許されざるとせば所謂後進國たる債務國は破綻に陥るに至るは當然警戒さるべき所である。<sup>21)</sup>支那の如く消費不足による所謂消費入超か、一步を進めて生産を消費に對應せしむるための資本受入による受資入超においては貿易は入超の傾

19) 前掲、紙幣統一與發行紙幣制度之研究 pp. 513—514 根本的救済策としてはそのものを廢除するべきものとなつてゐた。  
A. W. Pinnick, Silver and China, 1930, pp. 44—53

20) 前掲、中國之新金融政策 p. 181

向をとるべく、それが漸く生産興隆に向ふに従ひ利息を支拂ふを得る程度に達したとして所謂配利出超に轉じた時にはかつての投資國は支那よりの物財乃至勞務を以てする配利受入を拒否するは容認さるべきでない。併しここでは消費入超乃至受資入超を脱し得ない貿易上の逆調について直ちに支那の土貨を入超決濟の反對給付として相手國に購買せしむることが可能なる状態を支那に求め得しやと反駁せざるを得ない。<sup>24)</sup>

公庫制防止白銀外流之作用、較徵稅制更進一步、不但使放權者不能輸出白銀、即正當進出口商人亦不能輸出、蓋欲貫徹公庫制之精神、非此不可。白銀既絕對不能輸出、外貨進口勢必減少、因輸進外貨者、所得代價爲紙幣、帶回本國、毫無用處、非購取中國土貨不可、其不願購取中國土貨者、則不敢輸入矣。故公庫制如能實行、可以發生二種效果、一進口貨減少、二出口貨增加。合而言之、即可減少入超、<sup>24)</sup>

銀流出の對策としての公庫制の運營より生ずる利點は從來の白銀出口稅よりは強力なるものなりと見るも、果して銀流出防止の根本辦法たり得るやに疑問を持つ。銀輸出稅は投機者の中外銀價の不同を利用し銀を輸出して以て彼此の差額利益を獲取するは減少せしむべしとするは一應承認し得る所である。然し乍ら正常なる貿易が入超にして貿易外勘定に相殺項目を舉げ得ざるにおいて、銀を輸出して決濟せざるべからざる限り、銀流出の徹底解決は入超の根本解決を要請するものとならざるを得ない。これについて「對於入超問題、鄙見以爲解決之方法、最好利用各省在民衆運動組織法下所組織之商會及工商同業公會、以作實行統制貿易之初步、庶可免去中央種種困難、同時又能收獲實際抵制洋貨之效。」<sup>25)</sup>があるが、國內經濟整頓による不急財貨の輸入統制、國力充實による輸出統制は最有效果たるべきも直ちにこれに全面的の期待をかけ得るか否かは當時支那の實狀に照して斷じなくてはならぬものであつた。此種解決法に直ちに期待かけ得られざるにより、馬氏も一步を譲りて「今姑假定此法（利用

21) 今日我國銀行發鈔、散漫無序、洋貨進國、大都皆由華商付以錢莊票、或銀行本票、外商持莊票、或本票向華商錢莊或銀行收帳、清算後、淨欠外商銀行之貨款必須付以現銀、倘錢莊或銀行付以鈔票、外商銀行必持鈔票請求兌現、收存庫中或裝運出口、在華商銀行或錢莊、仍不免損失現銀、故政府征收出

同業公會、統制貿易、未能推行盡利、退而思其次。則有公庫制焉、或亦不失爲解決貿易入超與白銀外流諸問題之一策也<sup>22)</sup>とした。銀流出についての對策としては出口税乃至平衡税の課せられて投機阻止の措置の講ぜられたるものありしも、正當商人による輸出はその出口を許さるるにより白銀出口税(銀輸出税)は僅にその輸出を相對的に制限するものであり、絶對的にその輸出を防止するものではなく、投機も完全に防止されたものではなかつたから、銀流出に對策を強化しなければならぬ。それが統制貿易の方法において着手出来ないといへば公庫制がその役割を果すべく一策たり得べしとしてここにも公庫制の利點が擧げられたものであつた<sup>27)</sup>。公庫制は各發行銀行の準備を公庫に集中するのであり、あらゆる紙幣は公庫から發出される機構下に編成される。然もこの種の鈔票は兌換されないとするにおいて如上の對策となり得る。この點特に「此種鈔票並不兌現、因組織公庫制之目的、原爲防止白銀外流、非停止鈔票兌現不可。倘鈔票仍可兌現、與現狀無異、則何貴乎公庫制、使金融徒起一種糾紛乎。」と白銀問題に關聯して強調せしを見る。銀流出について公庫制が果してよくその機能を果し得るやには公庫制によつてそれが入超問題を直ちに解決し得ざると同様に銀問題についても全面的解決を期待は出来なかつたが、從來の措置より一步前進したる對策としての存在を認めんとするを否定するものではない。

公庫制の實行は各行をして現金並に有價證券を公庫に提供し領用の仕組におかれるから各銀行の準備は公庫に集中され、準備の集中は前掲の如く入超問題從て白銀問題に關して機構上の有利性が認められた。更に擧げられる利點は戰時における準備金の移動乃至保護の容易性についてであつた。ここに引用せし馬氏の論述は民國二十五年末の發刊であるから支那事變勃發の一年前であるが、戰時における準備金についての具體例には特に我國を旨指して次の如くに記載せしものを見る。

22) 口税、而現銀流出之勢、仍不能、非偶然也。(前掲、中國之新金融政策 p. 171)  
E. Cnanan, Balance of Trade Delusions, Sidney Ball Lecture, Nov. 13, 1931  
23) 作田博士、世界經濟學 pp. 321—323 Pinnick, ibid. pp. 53—57. pp. 62—66

即將來世界第二次大戰時、日本進攻上海、我之準備金移動亦易。究應移至何處、固成問題、吾意應隨軍事中心爲轉移、於是準備金類軍隊之保護、不至喪失、鈔票信用得以維持、軍隊又賴準備金之穩固、金融流通靈便、人心安定、軍心亦不致動搖、二者相依爲命、不可須臾離也。現在我國應付未來大戰之計劃、雖無甚大規模、而交通事業之建設、則亦略可窺見一斑、……將來於準備金之移動、已多所便利矣」。

## 六 公庫制の弱點

公庫制の實施は各發行銀行の準備を公庫に集中するのであり、かくて公庫より發行される紙幣は兌換するか兌換せざるかについては既述の如くである。然もこの機構下にあつては紙幣の兌換は停止さすとも紙幣の價值は理論上にあつては暴落に至らずと見たのである。それは紙幣濫發の結果と事情を同じくするものでなく銀本位乃至金本位を放棄するものではないとして、所謂本位の放棄 (suspension) に非ずして特にこれを本位よりの離開 (disengagement) であるとした。「公庫制下之紙幣停止兌現、意亦猶此、乃不爲也、非不能也。」として兌換をなし能はざるに非ず、なさざるなりとするのであるが、そのなさざるは國外の事情に對應したるが故であり内部事情として準備が空虚となりたるが故でないからであるとした。即ち一行の發鈔をなさんとするや、現金六割、有價證券實價四割のものを公庫に提供したるは以て準備を充實してこれを基礎としたる領用制に本くものなるにより、準備物價值喪失せざればその代表紙幣も亦其の價值を喪失せずとした。この理論上の根據は一應承認するとしても先きに貿易入超問題と銀流出問題の關係について觸れたる危懼と共に公庫券の價值維持を困難とならしむる事情が伏在する。それは「鈔票之價值、在理論上當不至大跌、與濫發紙幣之結果固不同、與放棄金本位亦不同、蓋仍有十足價值之

24) 前掲、中國之新金融政策 pp. 182-183  
 26) 前掲、中國之新金融政策 p. 170  
 28) 前掲、中國之新金融政策 p. 170

25) 前掲、中國之新金融政策 p. 169  
 27) 前掲、中國之新金融政策 p. 172  
 29) 前掲、中國之新金融政策 p. 181

準備物爲基礎。」であつたが、公庫制實施の結果において「中國政府如實行公庫制後、命令禁銀出口、一切交易皆須以不兌現紙幣爲媒介……………中國貨幣價值跌落、物價騰踊、一般固定收入者之生活費大受影響、國防費之支出、亦必加多、我國人仍受重大不利、顯而易見、此其弊也。」としてその弊を認めざるを得なかつた。<sup>30)</sup>

一國の國內産業の整備、對外貿易の調整は必需品項目と便宜品項目の取扱上に輕重を要すべく爲替操作上にも別途の對策を講ずべきものではあるが、支那經濟の實狀を以てしては先きに入超問題の解決は公庫制のみによりて果さるべき容易性を見出し得ない。されば強ひて入超問題の解決を求むれば國民生活水準の低下、國內經濟建設の停滯を犠牲として惹起せしめざるを得ず、これを回避せんとせば必需品としての食料品、必需品としての原料品、必需品としての建設資材の騰貴を招來すべく、然も貿易上外國人の介在は一段と價格の騰貴を促すことにもなる事情を想起しなくてはならぬ。<sup>31)</sup>

されば公庫制たるや公庫にその準備の集中せらるるはこれを不兌換とするにより所謂兌換停止と外貌を同じふして實質を異にし、ここより抽出される貿易入超問題と銀流出問題の解決を求めたるは銀輸出税制の如きより一步を進めたるものではあつたが貿易調整についての整備の伴はざるにおいては所期の目的を果し得るものではなかつた。

故徵稅制與公庫制、二者各有利弊、徵稅制雖可防止銀幣對外匯價之高漲、而不能絕對防止現銀之外流。(國際貿易上之收支仍可使用白銀、以供輸入或輸出之用)。公庫制雖可防止現銀之外流、而不能使貨幣對外匯價不跌、一面既欲使白銀不至流出、同時又欲外匯不跌、二者不可得兼、然則吾人究何所取捨乎。<sup>32)</sup>

取捨に迷ふの態度は當然有害の輕重比較にあるわけであり、馬氏は古語「兩害相權取其輕」の態度において結局

30) 前掲、中國之新金融政策 p. 170、p. 183、p. 186

31) Pinnick, *ibid.* p. 56

32) 前掲、中國之新金融政策 p. 183

公庫制を採らんとするものであり、銀流出の弊を矯めると共に物價騰貴の關係大なるを以てこれを防止せざるべからずとした。即ち公庫制を實施して銀の流出防止政策を實行したると同時に流弊の防止を必然伴はしむべく、それには外國爲替面より被る物價騰騰に對して代替品問題の如きを取上げたのであるが論じてここに至れば、對内經濟建設、對外貿易調整策への要請たるべく問題は更に展開せざるを得ない。

かくの如く公庫制組織の目的を銀流出防止にありとせば發行券は停兌とし、若し發行券を兌換とせば、現状と相異なしとの建前において、その公庫制の發行集中を銀問題と入超問題に關聯せしめる。それは銀輸出税は銀流出防止の根本辦法たり得ず銀流出の齎結は入超問題にありとし、銀流出問題の根本解決を圖るには入超問題を解決するに非ざれば可ならずとして、求めて公庫制の採用に比較的なる優越性を認め、ここにこれ等一連の解決を抽出せんとしたものであつた。銀問題乃至入超問題を離れては或は換言して銀行公庫兌換券としての公庫制確立はその目標を失ふともいへず、公庫制は紙幣問題それ自體の解決の方途であつたことに寧ろ留意を必要とする。

即ち發行の集中は平常時にあつては銀行間の不要の發行競争を避免せしめ人爲的なる紙幣膨脹を防止し、非常時にあつては無謀の兌換請求を防止し得て、人爲的なる紙幣收縮を回避せしめ得て、紙幣の發行を實需に均衡せしめ、紙幣發行制度としてその伸縮力を効果的ならしめんとするにかかるものの要請を重視しなければならなかつたものである。

## 七 公庫制の實施案

公庫制は一種の過渡的辦法として發行を集中し紙幣問題の解決に當らんとしたものであるが既に民國十二年末にその端を發せしも實現に至らず其後別に定められたる公庫制大綱は次の如きものであつた。併しこの種集中發行の當然の結果として、一方に統一發行の効果を收めると共に他方に多數發行制を抑制するを旨とするものであるから、集中による實力強化、信用鞏固を期待し得るものではあつたが、經過的辦法たるにおいてその混然融合に至るまでの實施上の困難を免れることは出来なかつた。

(一) 由各地銀行公會、聯合組成公庫、爲發行機關。凡銀行及其他經財政部立案之金融機關、均得按照規定領用辦法、領用公庫券。

(二) 公庫券全國一律通行、不載發行地名。但規定若干處、爲兌現地點。其餘各地、均得匯兌、不取匯費。

(三) 現有發行銀行、在下列限制下、仍得繼續發行。

(甲) 本行自發兌換券、以二十三年底流通數爲最高限度、仍得於此限度內繼續發行。

(乙) 他行領用券、限於四年內全數收回、每年應收回四分之一。

(四) 現金準備、定爲四成、保證準備、定爲六成。現金準備、以國幣生金銀……爲限、保證準備、以公債有價證券商業票據……爲限。

(五) 前項準備金、由公庫經理保管、政府派員監督、並由該地商會檢查之。

(六) 現有發行銀行所自存之現金準備、及保證準備、其成數照前第四條之規定、其保管照第五條之規定。

(七) 公庫券及各行發行數、及準備金數、每星期由公庫分別公告一次、並每月每年、彙總報告一次。

(八) 現有發行銀行、於自發兌換券不敷使用時、得按照規定領券辦法、領用公庫券。各該行並得隨時自動減少其自發額、改領公庫券、或自動請求取消其發行權、專領公庫券。

(九) 各行莊現向各發行銀行領用兌換券者、限於四年內全部改領公庫券、每年應改領四分之一。<sup>33)</sup>

(一) 公庫制は全面的なる發行權の統合を必要とする。從て公庫制は嚴密には中央銀行の存在を暫定的にいはいはば犠牲にするものであり、若し中央銀行にしてその地位を強張して獨行の態度を採らば公庫制による統一を不可能

33) 前掲、中國金融研究 pp. 48—49  
參照、馬寅初演講集、第二集 pp. 97—102 論財政部提出之公庫券制度、中國近代幣制問題彙編 pp. 120—123



とし、公庫制の組成はその成果を擧げ得ないのである。次に各發行銀行の發行權も總て公庫制下に融合統一されることになるのであるが、支那銀行の發行權處置如何は經過的辦法たる公庫制により果してよく集中され得るやに難點が伏在してゐた。支那の多數發行制はそれ自體に弊害を藏するによりこれが改善の方途が要請されるのであるが夫々の銀行の立場においては恰も自力を以て開拓せし既得權の喪失に近き態度に出で易く、従つてこれが處置如何は公庫制推行の阻害となるの虞が多分に含まれてゐたと見なければならなかつた。併せて省政府發行券について、普通銀行發行券について、私票について、在支外國銀行發行券についての措置が講ぜらるべきは勿論であつた。

各發行銀行、自取得發行權開始以來、久者已垂四十年。在此過去數十年政府極端放任政策之下、而能各自努力、放遠眼光、力謀發行信用之鞏固、以造成今日銀行券所享受之地位與信譽、不可謂非金融界一良好之成績。在此過渡時期、完成真正之集中發行、時機既尙未成熟、而遽欲於此時取消各行自艱難困苦中經數十年奮闘得來之發行信用、恐亦未能謂得事理之平。<sup>34)</sup>

(二)發行準備額についての改廢の如何がある。即ち現金準備六割、保證準備四割として各銀行はこの規定に準じて一率に納入を要する。發行銀行は從來既にこの率による準備を有すべかりしものであつたが、實際上は右定率に達せざる銀行も少からずといはれた。殊に準備は支那の多數銀行にあつては紙幣準備と預金準備の區分明確を缺き準備に關して發行部と營業部の區劃嚴然ならず、ために或は紙幣の準備となり、或は預金の準備となり、從て往々紙幣の準備は現金六割を有すと雖も實際は預金の準備を兼充せしを免れなかつた。公庫制實行前はこの間曖昧なりしものも公庫制實施後は必ず定率準備金に充足を要すべく、これを強制せば經營上の支障發生の虞があつた。<sup>35)</sup> 他面多數發行制下にあつては各行個別に自己保障を謀るべきであり、現金準備六割は高率に過ぎるもので

34) 前掲、中國金融研究 p. 46

35) 前、揭中國之新金融政策 p. 185

はなかつたが、公庫制下に發行集中をなせば集中は則ち力量の加厚であるから、現金準備比率の低減如何は銀行券の信用に妨害を及ぼさずとし、併せて現金準備の低減は減此増彼の方法において増加發行の保障とする如き見解も生じてゐた。<sup>36)</sup>

(三) 領用辦法についての措置の如何がある。多數發行制下にあつては各行個別の營業に自由活動をなし得たものが公庫制に加入しては「平日發行銀行因資金不足、可藉發鈔、濟其燃眉之急、準備金盡可設法敷衍」<sup>37)</sup>。の融通性を失ふにより公庫加入後は領用鈔票を得んとせば準備を充足するを要するから領用辦法の措置に参加銀行の關心がかかつたわけである。<sup>38)</sup>

(四) 有機體構成についての運営の如何がある。即ち多數發行制下において一行の功罪は一行において處理し得べきであり、運用上伸縮失調の弊なきにあらざれども根本上尙信用動搖の虞なしとし、少數發行銀行に取付停兌の如き生ずるとも局部にとどまり全局を牽動せざる發行集中後は一髮全身の機構となるを説くも、これ多數發行制矯正の要あるにおいて公庫制の要望あるに照合せば自解の理あるべく、固より公庫制において準備保管を確立し、鞏固發行の基礎付をなすべきは當然の要求である。別途に中央銀行と商業銀行の紙幣は建前を異にし、前者は財政缺乏、軍需浩繁にして鈔票を多發し急需の用を果すべく、後者は商業の周期的需要による季節的變動に即應すべきを要する如き區別を要すとなすも、それ自體が變則的といはねばならぬ。

(五) 兌停鈔票についての信認の如何がある。一旦公庫制實施されるれば鈔票は兌換停止され紙幣の減價についての憂慮がある。この通貨觀念については新幣制改革後の實狀について從來の見解を是正せしめられたものではあるが、當時の實狀からは危憂とされしも一理の有するものであつた。

36) 前掲、中國金融研究 p. 47  
38) 參照、前掲公庫制大綱(八)

37) 前掲、中國之新金融政策 p. 185

如九一八國難發作法、杭州居民、家家即首先實行藏銀、惟恐將來鈔票廢棄、資生無術、禍未臨頭、而計慮已深。實行藏銀後、物價將顯分爲二組、一爲現銀物價、一爲紙幣物價、後者貴而前者賤、無異紙幣跌價。(物價貴、即紙幣跌)。從前北京中交銀行鈔票停兌、物價即分二級、實最顯著之例。故實行公庫制後、紙幣必發生跌價。<sup>39)</sup>

かくの如く公庫制はその利弊伴ふものではあり、これが實施上の困難を克服しなければならなかつたが、過渡的辦法として意義を有する以上に出るものではなかつたことを前提として検討すべきである。中央銀行制により單獨發行制の確立へ至らざるにおいて一種の「不集中之集中」への企劃であり、發行各行と公庫との利合の一致する限度において實效を高め得べく、不徹底の局部解決ではあるが將來の徹底解決への基礎たらしめんとして意義を有するものであつた。

公庫制は全面的には實現を見なかつたけれどもこれが生成の機運は漸次に醸成されつゝあつた一面は認めなくてはならぬのである。上海における四行準備庫更に舊東三省における遼寧四行號聯合發行準備庫の實現せられたはその名稱は異なりしもかかる方面の必要に即應したる顯現と見得るものであつた。因みに前者は上海の中南、大陸、金城、鹽業の四銀行の聯合準備庫であつてそれは領券制度の下に中南銀行紙幣の發行をなすものである。この四行は民國十二年聯合して儲蓄會を組織し、更に四行は準備庫を合組したものであり、民國十九年始に發行紙幣に關して第一次の公布をなす所があつた。<sup>40)</sup> 後者は民國十八年五月、東三省官銀號、邊業銀行及び中國、交通兩行瀋陽分行の結成せし聯合準備庫であつて、専ら現大洋の兌換券を發行し、その發行券は邊業銀行の紙幣を領用制の下に取扱つた。この準備庫券の中には準備庫發行のもの、準備庫成立前即ち民國十七年中邊業銀行の發行せし現大洋券が特に準備庫券と看做されしものとが包括され、又聯合準備庫成立以後は各銀行號は單獨にて他種の現大洋券を發行するを得ざる建前なるに、準備庫を通さず發行された現大洋票があつた。<sup>41)</sup>

39) 前掲、中國之新金融政策 p. 186

40) 徐奇瑣編增改三版最近上海金融史 p. 120, 171, 197, 242 馬寅初、中華銀行論 pp. 311—327

41) 財政部、滿洲貨幣史 pp. 123—125 財政部、滿洲幣制年表 pp. 114—115